

市政活動報告

良友会会報 あすなろ

発行者 良友会 発行責任者 井手口良一 事務局・大分市六坊北町 4485-5 電話番号 097-545-3458 FAX 番号 097-545-3477

ご挨拶

「人間は夢を持たなくなった時から、飯を食うだけの存在になる・・・」これは司馬遼太郎の「夏草の賦」の終盤、長男を理不尽な戦闘で失った長曾我部元親の述懐です。その戦闘は今の戸次地区で今から400年以上も前にありました。長男の信親は敵である薩摩軍によって茶毘に付され、四国に送り帰されています。地元戸次地区でも合戦場を見下ろす小高い丘の上に墓所を築き、今でも命日には追悼祭を奉じています。

戦国時代を彩った多くの漢（おとこ）たちの輝きの源は夢だったということでしょうか。ならばと翻って、わたしは輝いているか。わたしは夢を持ち続けているかと自問しています。確かに若い頃は胸に収めきれないほどの夢や希望を抱いていました。しかし、その頃でさえ、わたしの夢は両親や恩師のそれとは重なるものではなく、むしろ期待を裏切り続けてきたような気がします。

還暦をとくに越え、市議会議員として5期も当選させていただいている今、わたしの夢はと改めて問われれば、それは「国の宝」になることです。「一隅を照らす者は国の宝」とは伝教大師最澄の言葉です。つまり国の宝とは目の前の仕事や使命に全力を尽くし、家族や隣人のためにささやかでも何事かの役に立つという、本来どこにでもいるはずの凡人ということです。

「ひとつ上を狙え」や「いつまで市議会議員に甘んじているのか」などと、ありがたい叱咤を頂く時期になってきましたが、わたしは市議会議員という立場を天職と感じています。体力と気力が続く限り、市議会議員をとして「国の宝」を目指したいと思っています。どうか今後ともご理解の上、ご指導、ご協力いただけますようお願いいたします。 井手口良一



6月17日10時20分から登壇

視点・論点・問題点

質問－1. 知的・精神障がい者の雇用促進事業について

①大分市の知的・精神障がい者雇用促進事業を通して民間に就労した方の数とその離職率は？

商工農政部長答弁

事業開始以来これまで13人採用し、そのうち8人が一般企業に就職している。その8人の内4人が離職しており、就労1年未満の離職が2人、2年未満が1人、4年未満が1人である。

井手口の視点

まとめ：実は障がい者雇用促進法による事業全体の実績、ハローワークを経由して就労した障がい者の数とその離職率についても、聞きたかったのですが教えてもらえませんでした。同じ厚労省の管轄でありながら、旧厚生省と旧労働省の垣根を未だに取り払うことが出来ていないのが現実です。

また、この障がい者福祉の先進都市大分でさえ、縦割り行政の弊を取り払って、障がい者の雇用や自立支援に対する全庁的な配慮を望むことはできておらず、福祉部門以外の部署では、分掌する事務事業の効率的・円滑的な執行にのみ囚われて、障がい者への行政としての総合支援が顧みられていません。

②障がい者の自立を支援するということは、障がい者が自ら、自分の生活のための資金の一部または全部を手に入れるための手段としての就労支援ではないのか？

福祉保健部長答弁

障がい者が自立した生活を送るためには、就労支援は重要であると考えて、就労支援事業の推進を図っている。一般就労により自立した死活をめざす障がい者に対して就業面と生活面の一体的な相談・支援が重要であると考えており、他部局や他機関との連携をより一層図っている必要があると考えている。

③A型就労支援施設を中心に、人材派遣型やアウトソーシング型の就労支援を展開しはどうか。企業がこれらの制度を活用すれば、障がい者雇用促進法の認定を受けることが出来るようにならないものか？
福祉保健部長答弁

人材派遣型やアウトソーシング型等の方法により、障がい者の働く場が増え、賃金や工賃が向上すれば、障がい者の経済的な自立に向け、大変有効であると考えられる。今後、国へ要望していきたい。

井手口の視点

わたしの提案には国の制度という壁があることは理解しています。それでも障がい者福祉の現場、障がい者やそのご家族の皆さんに最も近い行政である基礎自治体から、現実即した支援のあり方を国に対して提案していくことも、市の義務と考えるべきと考えています。何より、ひとりでも多くの障がい者の皆さんが自立することの喜びを実感できることを目指して、今後とも制度の改善に向けて、わたしも努力していくつもりです。

④消費税増税分が納入業者や業務委託業者など営業上の弱者に向けられたり、利用者の知らない間にサービスが低下したりしないための、指導監視体制はどうなっているか？

福祉保健部長答弁

そのようなことはあってはならないとの考えから、事業者指導監査を行う際に、転嫁拒否等がないか確認するとともに、利用者の処遇についても実地指導や集団指導の機会を捉えて併せて確認していく。

井手口の視点

今回の消費税増税は社会保障制度の堅持と福祉サービスの向上を図るためとされています。福祉の現場において、消費税増税分は行政と事業者、そして利用者である国民がそれぞれ相応分を負担することになり、その割合は本来的には3分の1ずつであるはずですが、しかしながら、果たして本当にそうになっているのか、行政として指導・監査体制を強めて行かなくてはならないと考えています。

⑤認定子ども園の場合、指導監査もしくは監督監視の担当部局はどうなるのか？

福祉保健部長答弁

現行制度では幼稚園部分については大分県、保育園部分は本市指導監査課が所管しており、年1回以上の指導監査を実施している。平成27年度から実施される「子ども子育て支援新制度」では認定子ども園は「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、指導監督も本市に一本化される。

指導監査は指導監査課が担当するが、子ども保育課とも連携を図り、あらゆる機会をとらえて指導に努めて行く。

井手口の視点

消費税増税の影響が出始めていますが、いずれにせよ、一部の方々にのみ負担が押し付けられるようなことは行政として許すことは出来ませんし、まして利用者である高齢者や障がい者の知らない間にサービスが低下してしまうなどということは絶対に許されません。そのための指導監査ですから、指導監督を徹底するよう議会側からの監視も怠りなくやっていきます。

認定子ども園についても同じで、幼稚園は学校教育法、保育園は児童福祉法と背景となる法律が違ふことで、特に職員の労務管理や会計処理について、不公平感が生まれることを、わたしは心配しています。そのため、指導監査課だけでなく、あらゆる行政指導の場を捉えて指導監査の体制を構築するように働きかけて行きます。

質問－2. 中心市街地の旧府内城の外堀沿線地区の浸水対策について

⑥旧府内城沿線の降雨対策は？

下水道部長答弁

旧府内城外堀沿線地区は公共下水道の感虚整備が完了している区域ではあるが、外堀に囲まれた低地に市街地が形成され、雨水幹線が旧外堀の河床高さ付近に整備されてものであるため、大分港の海面水位の変動の影響を受け雨水幹線内の水が流れにくくなることがあることと、近年多発しているゲリラ豪雨時に道路冠水等が発生していることは認識している。

今後も感虚施設の適切な維持管理に努めながら、費用対効果を勘案しながら総合的な水対策を検討していきたい。



旧中島川と住吉川の合流地点にある水門

⑦碩田町付近から住吉川との合流地点までの旧中島川の浸水対策は、今後どのように計画されているのか？

下水道部長答弁

旧中島川の問題点も、危険性も認識している。旧中島川と住吉川の合流地点付近の浸水対策についても、費用対効等を勘案する中で、総合的な対策を検討していきたい。

井手口の視点

旧府内城の外堀は現在、ほとんどが埋め立てもしくは暗渠化しています。しかしながら、その旧外堀の、位置と構造上の特性から、特に雨水幹線水路と各街路の側溝の接続面で勾配が十分に取れていなかったり、逆勾配になっていたりすることによって、大雨の際に十分な排水が出来ていません。中島西や府内町など、それが原因で冠水被害が頻発する箇所があります。

また、旧中島川は府内城外堀のための人工水路だったものを、雨水幹線として利用しているのですが、住吉小学校付近での水位は大潮の満潮時間帯、道路面より高くなり、堤防によってやっと浸水が起きていない状態です。その時に豪雨や大分市の付近を低気圧や台風が通過して、さらなる高潮が襲えば、間違いなく氾濫ということになります。そのために住吉川への合流地点に水門が設置されていますが、問題は解消されていません。さらに、その氾濫・浸水の危険度の高い旧中島川を中心として、子どもたちが登下校したり、災害発災時には周辺住民の皆さんが指定避難所へ移動したりすることになります。

大分の輝かしい歴史遺産は遺して行かなくてはなりませんが、このような負の遺産は一日も早く解消しなくてはならないと、これからも関係部局へ働きかけて行きます。

質問－３．学校現場における危機管理情報管理について

⑧教育委員会が発信した危機管理情報の学校現場の側の受信確認体制はどうなっているか？

教育部長答弁

事件事故、不測の事態が発生した場合、「大分市教育委員会危機管理マニュアル」等に基づき、電話やメールなどによって遅滞なく連絡・指示している。メールの場合は発信午分程度経過した時点で閲覧状況を確認し、未開封の場合は重ねて電話連絡をするなど、情報の確実な伝達に努めている。

⑨学校現場で生じた事故・事案の情報発信・報告、具体的な例としていじめ問題が発生した場合はどう

なっているか？

教育長答弁

平成25年4月からいじめの疑いを認めるすべての事案について、「いじめ第1報」により教育委員会に速やかに報告するよう指導してきた。教育委員会はその報告を受け、委員会職員による電話連絡や訪問を行って状況把握に努めている。そこで教育委員会として重大事態と判断した場合には、直ちに「いじめ問題第三者調査委員会」を開催し、事実関係を明確にするための調査や同種の事態の発生防止などを行うこととしている。

井手口の視点

大規模災害、台風の接近や竜巻・局地的豪雨発生予測などの情報、社会的な無差別犯罪の発生、通学路や学校敷地の近辺での事故や火災の発生、光化学スモッグやPM2.5などの大気汚染や、また後ほど改めて論議する食中毒事案の発生情報など、教育委員会から学校現場へ速やかに伝達しなくてはならない危機管理情報は多岐にわたります。

それらの情報を教育委員会が発信・発令しても、学校現場での受信・受入確認体制がなくては意味がありません。最も確実な方法は発信元である教育委員会へ復唱させることであり、その手順を検討するよう要望しています。

同様に学校現場から教育委員会へ報告・情報発信しなくてはならない事案について、それを怠ったり、遅滞したりすれば市民特に保護者の信頼を失うことになります。

教育委員会や学校現場は、学校現場で発生する諸問題、諸事案を、外部に知られることを体質的にいやがるところがあるという、保護者や市民の皆さんがお持ちの不信感を払しょくしなくてはならないとわたしは考えています。

質問－４．学校給食におけるノロウイルス対策について



小学校の手洗い場

⑨ノロウイルスに関する新しい状況に対処するための、大分市教育委員会の対策は？

教育部長答弁

これまでの「学校給食衛生管理基準」に沿って詳細にわたり衛生管理に努めてきた。さらに学校給食従事者に対して「日常点検表」に基づく毎日の健康チェック、的健康診断、検便検査などを通して人を介しての2次感染を、未然に防止するよう努めている。

井手口の視点

ノロウイルスの感染による食中毒は、これまでは冬期が流行の中心でしたが、昨今では周年集団にわたって発生しています。また、ノロウイルスはその性質上、消毒用アルコールの塩素剤にも抵抗性を持っており、確実に不活性化するには十分に加熱するしかないと言われています。

また、食べ物を介しての経口感染以外にも、患者の吐しゃ物や糞便に由来する塵芥による空気感染や手などに付着した少量のウイルスによる接触感染なども報告されています。さらに、感染していながら発症しない不顕性の保菌者からのウイルスのばらまきも報告されており、まことに厄介な病原体と言えます。また、一度罹った人でも発症する例もあるということで、特に集団給食を提供する場合の脅威になっています。

大分市の学校給食においては、調理し供給するまでの体制については、ほぼ完ぺきであると評価できます。ただ、家庭での不顕性感染者からの感染と伝播や、空気感染・接触感染を予防する有効な対策は、子どもたちの食前の手洗いを徹底することしかありません。学校現場での日頃から効果的な手洗いを徹底する指導と啓発を注視していきます。

質問－5. 小中学校の適正配置の影響について

⑩学校間格差や学校の序列化についての教育委員会の考えは？

教育部長答弁

各学校は校長の教育理念や教育方針の下、学校や児童生徒等の実態を踏まえ、相互に切磋琢磨しながら事項の教育目標の実現に取り組んでいる。本市教育委員会としては、今後とも、各学校の独自性を尊重しながら、創意工夫を生かした特色ある学校、信頼される学校づくりを支援していきたい。

井手口の視点

大分県は高等学校の学区制度を全県一区にしましたが、そのことによって高等学校間の序列が顕在化し固定観念化してしまいました。

小中学校が統廃合され、小中一貫校という新しい教育概念が持ち込まれることによって、過剰な進学

競争や学歴偏重主義のはびこる中、県内で固定化しつつある中等教育の学校間序列が大分市の初等教育にまで波及して、子どもたちの学習環境をゆがめてしまうという市民や保護者からの不安や嫌悪感の声を聞いています。

小中学校の適正配置や小中一貫教育制度の導入が、結果としてであっても学校間序列を生みだしてしまうことは絶対に許されませんし、そのことによって適正配置や小中一貫教育に対して疑義を生じさせてしまったら、大分市の次世代育成への希望と機運そのものを阻害してしまうことも絶対にあってはならないことだと、わたしも考えています。



施設一体型小中一貫校の新設が決まった碩田中学校の校庭

⑪統廃合の対象となった地域によっては通学区そのものを見直す必要があると考えるが、教育委員会の考えは？

教育部長答弁

本市では小学校で4キロメートル、中学校で6キロメートルを通学距離の基準としている。

小学校区が作られてきた歴史的経緯や地域住民の思いに配慮し、地域からの要望があった場合には、地域の実情に即して通学環境を考慮しながら検討していく。

井手口の視点

小中学校の適正配置の実施で通学区が変更されれば、子ども達の通学環境は大きく変化してしまいます。

通学距離が増大することが問題ですが、市街地、とりわけ中心市街地においては通学距離よりも、交通量の多い幹線道路が通学路となったり、通学路と交差したりすることも問題です。適正配置により通学区が再編される場合には、何より保護者や地域住民の思いを重視しつつ、子ども達の通学環境を守り、整備していかなければならないと考えています。

⑫我が国の初等教育の歴史を踏まえた上で、教地域と学校の間を教育長はどのように考えているの

か？

教育長答弁

次世代を担う子ども達の健やかな成長を願い、連携・協力して下さる地域住民の学校に対するご理解ご協力を深く感謝している。

学校は教育の場であるだけでなく、地域コミュニティーの核として、地域住民の心のよりどころでもあることから、適正配置実施後の地域社会への影響も考慮しながら、より良い教育環境の創造に努めて行きたい。

井手口の視点

明治初年以來今日まで、日本の初等教育制度は常に地域と密接に繋がってきました。これまでずっと地域の支援と協力があったからこそ、学校運営が可能になっていたといっても過言ではありません。黎明期に於いては校舎そのものが地域の寄付と労働奉仕で建てられていますし、運営費も地域の寄付によるところが大きかった時代があります。現代においても各種行事や登下校の見守り等、地域の支援の例を上げれば枚挙につきません。

適正配置が実施されると、学校が地域から遠い存在になりかねませんし、地域も拠り所を失いかねません。わたしはそのことを心配しています。

⑬小中学校の適正配置で小学校が地区から無くなってしまった場合、それまでの何々小学校区という地域の単位はどうなるのか？

市民部長答弁

従来の校区でまとまりを保ってきた地縁に基づく共同体としての地域の連帯感や、地域活動への影響を重視して、新たに再編される校区の地域活動の枠組みは、地域の意向を十分に踏まえた上で判断していきたい。



統合配合の対象となった中島小学校

⑭自治区の単位としての校区再編の具体的な事務事業のかたちの一つである校区公民館は、従前の小学校校区から小学校が無くなった場合はどうなるのか。

市民部長答弁

これまでは社会教育法に規定する公民館類似施設

として1小学校に1校区公民館を認定し、毛説費や施設修繕費、施設運営費の一部を補助してきた。

しかしながら、校区公民館は、地域の活動拠点として地域住民のつながりに寄与するとともに、防災や社会教育活動の拠点としても重要な役割を持っている。

小学校の統廃合により、校区が再編される場合は通学区と自治区の関係同様、地域の事情や住民の意向等を考慮する中で、校区公民館の今後の在り方を検討していきたい。

井手口の視点

教育委員会は適正な公教育と子ども達の心身の保護育成という観点にのみ着目し、小中学校の適正な規模や配置を決めることを使命としています。しかしながら、本市は戦後これまでずっと、市民のコンセンサス醸成の単位を、各自治会・町内会とし、その集合体として小学校区単位、さらには地区公民館単位とピラミッド型に構築してきました。町内会から推薦されて委嘱される自治委員さん、民生・児童委員さん、社協や体協、青小協等の協議会や活動の範囲も、小学校の通学区に重なっています。

現在の小学校区という範疇を教育委員会の都合とはいえ、踏襲することが出来なくなった場合、どのような基準を持って、その範囲を規定することになるのか、地域の自主性・主体性・地域社会の持続性を行政側から支援する立場にある市民部長の考えを質したところです。

適正配置の対象となって統廃合される小中学校の跡地利用については、色々なパターンが考えられます。その中でも小学校のない校区の校区公民館の新設や、中央地区においての中央公民館のような地区公民館のサテライトの新設、指定避難所としての機能をふくらました、防災拠点や防災公園なども視野に入れなくてはなりません。ただ、教育財産である学校跡地を、その利用形態によっては行政財産や一般財産への移管などが条例変更や国との折衝の必要の生じる場合もあると考えられます。その辺を慎重に見極めながら今後の論議のテーマにしていきたいと思っています。

その他、シティープロモーション事業や「人・まち元気創造事業」、市民図書館の蔵書や検索方法等について、市の縦割り意識を問題にしながら、全庁的な取組みの姿勢について質問・論議しました。

この会報はワークスペース「樫の木」、小規模作業所「どんぐりの家」の皆さんに、折り加工と封入作業をお願いしています。

議員活動報告

(平成26年 4 月 1 日～ 6 月30日)

4 月

- 1日 議員共済協議会役員会
- 4日 みどりのふれあい市開会式
- 8日 議会活性化推進会議
- 9日 建設常任委員会
- 10日 上野ヶ丘中学校入学式来賓出席
- 11日 金池小学校入学式来賓出席
視察準備情報交換会



金池幼稚園入園式

- 14日 金池幼稚園入園式来賓出席
市民意見交換会（議会と中小企業同友会）
- 17日 議会運営委員会
- 23日～25日 会派行政視察
福島県いわき市（復興状況、仮設住宅住民の生活実態）
宮城県仙台市（PPPによるスポーツアリーナの誘致）
福島県三春町（国指定天然記念物滝桜の育成管理）



いわき市の仮設商店街

- 28日 議会活性化推進会議
- 30日 建設常任委員会

5 月

- 8日 議会運営委員会
- 14日～16日 建設常任委員会行政視察
広島市（下水道事業）
秋田市（下水道事業）
- 19日 議会活性化推進会議
- 24日 上野ヶ丘中学校体育祭来賓出席
キリシタン南蛮首長サミット

6 月

- 2日 議会運営委員会
議会防災会議中央A地区会議
- 9日 本会議（平成26年第2回定例会開会）
- 11日 議会運営委員会
防災会議運営委員会
- 13日 本会議（一般質問）
- 16日 本会議（一般質問）
- 17日 本会議（一般質問 登壇日）



議員質問席から執行部との対面による質問

- 18日 建設常任委員会
- 19日 議会運営委員会
建設常任委員会
- 20日 建設常任委員会
- 23日 本会議（閉会日）
議会防災会議全体会議



中小企業同友会と議員の意見交換会

あすなろ

「あすなろ」第55号

発行者 良友会 発行責任者 井手口良一 事務局・大分市六坊北町4485-5

電話番号 097-545-3458
FAX番号 097-545-3477

コラム 「絶滅危惧語辞典」第10回

個人(こじん)

昭和初年からの約15年間という、あの日本史の中でも特異で物狂いしていた時代、この国から一度個人が絶滅している。また、そんなことになりはしないかという恐怖が、わたしの脳裏から離れない。

首相は「戦後レジームからの脱却」と声高に言い続けるが、その論旨や政見は「戦前レジームへの回帰」と聞こえてくる。

「個人」という概念は明治初年、西洋の概念に日本語訳をつけて作られた言葉とともに、初めてこの国で生まれている。この国では比較的に新しい概念である。それが早くも絶滅しようとしているのだ。

「なんでも好きなことが言える」から「個人はなくなりはない」という声も聞く。そうだろうか。あの、戦争中でさえ国民自身が声高にものを言っていた。今もまた、確かに誰もが口々に声高にものを言っている。

個人とは、独立し自立する人格である。政治が悪い、行政が悪い、社会が悪いと地団駄踏んで叫んでも、それだけでは戦前レジームで大もうけした悪魔たちの「おいでおいで」に知らずについていくことになるだけだろう。

野党(やとう)

英国的な意味での野党という言葉は、明治民権運動の昂扬期から太平洋戦争開始までのどこかで一度絶滅している。トキを中国から連れてきて、繁殖させ放鳥したように、敗戦後、おそらくは米国から再導入した言葉(単に呼び名だけだったのかもしれないが)であろう。しかしながら、日本に定着した「野党」は西欧的な、少なくとも英国的な概念からは程遠い。トキの放鳥が成功するかどうかは、日本の里山の環境次第である。「野党」の方は、明治維新で強権を得た太政官制度の継承者である霞ヶ関官僚制度が続く限り、結局のところ前途は暗いというしかない。日本では与党は利権をどれだけ多く奪取するかに走り、野党は与党のおこぼれにどれだけ与かるかということのみに汲々としている。そして本来は政治によって統制されているはずの官僚体制に、国民の権利を篡奪されているという現状に、政治の魅力・無作為が続いている。

真の、あるいは健全な野党は存在すべくもない。健全でない野党は滅びゆくしかあるまいし、滅んだところで惜しくもないが。

後援会などの活動日誌

(平成26年4月1日～6月30日)

4月

- 3日 イオン労連幹部との懇談会
- 4日 イオン九州労組大分県ブロック長会議
- 5日 南小39会
一土こん会
- 6日 大分県詩人協会幹事会
九州詩人祭実行委員会事務局会議
- 8日 株式会社トークオフィス設立祝賀会
- 13日 赤十字ボランティア一碗茶年次総会
- 14日 旭メディカル代議員会
- 15日 六坊町まこもが池ボランティア
- 18日 アメイズ労組会議事前協議
UAZ運営評議会
- 20日 大分中学学徒犠牲者慰霊祭



大分中学(現上野が丘高校)学徒犠牲者慰霊碑

- 21日 九州詩人祭講師との事前協議
 - 22日 22日会月例会
 - 26日 連合おおいたメーデー
生と死を考える会年次総会
 - 28日 市民相談(中島西むつみ会)
 - 29日 倫理研究所講演会
- ### 5月
- 4日 感性教育学会ワークショップ
 - 10日 旭化成ウォーキング大会出発式
大分市美術館(感性教育学会員)講演会聴講
一土こん会
 - 11日 大分県詩人協会年次総会
九州詩人祭実行委員会事務局会議
 - 16日 ばん友会世話人会
 - 17日 UAZ青年女性委員会「私の主張」審査員
 - 18日 高崎山セラピーロード山開き
 - 19日 UAZ支部長経験者懇談会
 - 23日 武漢の杜白蓮池ボランティア

22日 会月例会
28日 アメイズ労組勉強会講師
31日 UAZシニア友の会幹事会
UAZ政研フォーラム

6月

2日 舞鶴会職員歓送迎会
3日 上野ヶ丘地区青少協年次総会
5日 管内視察（大分プラザ）
MAXバリュー労組事前協議
6日 イオン九州労組大分県分会長会議
7日 ばん友会拡大世話人総会
一土こん会
8日 UAZ青年女性委員会ボウリング大会
14日 NPO法人ホビータム理事会
NPO法人ホビータム総会
20日 UAZ運営評議会
感性教育学会月例会
22日 22日会月例会
24日 上野ヶ丘青少協情報交換会
27日 イオン労連政治懇談会（議会訪問）
29日 大分県腎臓病協議会定期総会

平成25年度良友会会計報告

（平成25年1月1日～12月31日分）（政治資金規正法に基づいて平成26年3月に大分県選挙管理委員会に提出したものです）

収入	前年度繰越金	1,384,110円
	会費（1,000人分）	1,342,160円
	政治団体からの寄付	50,000円
	個人からの寄付金	3,074,668円
	雑収入	328円
	合計	5,851,266円
支出	事業費	
	あすなろ印刷費・発送費	531,488円
	その他の事業費	265,730円
	活動費	
	後援会活動費	122,000円
	調査研究費	71,827円
	諸費	38,308円
	人件費	382,000円
	事務所費	
	事務所費（家賃など）	1,047,559円
	光熱水費	114,873円
	備品・消耗品費	566,909円
	選挙活動用繰出金	1,000,000円
	合計	4,140,694円
	平成26年度への繰り越し	1,710,572円

* 支出の内、選挙活動用繰出金とは、市議会議員選挙の告示期間中の選挙活動費の一部を支援するために、候補としての井手口良一個人に寄付した分です。（選挙期間中の1週間は後援会活動はできず、選挙活動は全て候補の個人の負担となるため、後援会から個人へ寄付する形をとらせていただきました）

良友会の運営は会員の皆様がたからの会費とご寄付によってなされています。ご協力ありがとうございます。

会費 一般会員 （年間・1口） 1,000円
賛助会員 （年間・1口） 10,000円

良友会名義の口座番号

大分銀行 上野支店 「いでぐち良一後援会」良友会 5036576
豊和銀行 上野支店 「いでぐち良一後援会」良友会 1035694

「事務所の日」は毎週月・木曜日です。ただ、議会・委員会や出張などもありますので、ご来駕いただける場合は、事前に電話などで確認の上、おいで下さい。

お知らせとお礼

父井手口良一が去る6月10日87歳を一期として永眠いたしました。突然のご報告であり、驚かれたことと存じますが、わたしどもにとっても、まさにあれよあれよというまのことでした。父がわたしと妻に看取られながら、苦しむことなく眠るように逝ったことが、何よりの慰めです。

これまでの皆様方のご友誼ご交情を衷心より感謝申し上げます。通夜・葬儀は家族・近親者並びに隣保班の方々のみにて滞りなく済ませております。

議会中でもございましたので、どなたにもお知らせいたしませんでした。失礼の段は重々お詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

尚、ご供花、ご供物、初盆のお参りはご放念くださいますようお願いいたします。

また、しばらくの間、父の喪に服したいと存じますので、良友会の皆様には何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

井手口良一合掌

住所 〒870-0841 大分市六坊北町 4485-5

☎ 097-545-3458

Fax 097-545-3477



編集
後記

金月議会の建設常任委員会は議案審議とは別の次元での、消耗戦ともいえるやり取りが続きました。それが地元紙の新聞報道では全く違う形で掲載されていました。大分市議会は市民に分かりやすい議論を心がけていることでは、全国の地方議会の注目の的なのですが、それでも市長選や県議選が近づいてくると、市政とは、あるいは市民生活やまちづくりの機運とは、何の関係もない思惑が、わたしたちの論議を見えにくく、わかりにくくしてしまいます。市民生活に一番近いのが市役所であり、市議会なのですから、それでは困るのもまた、市民です。そのためにも、ご自分の目で市議会を、市議会での論議を直にご覧になっていただきたいと思います。傍聴、インターネットやCAテレビの生中継、議事録の閲覧など方法はお任せします。議会をいつも注目し、監視してください。よろしく願います。(I)